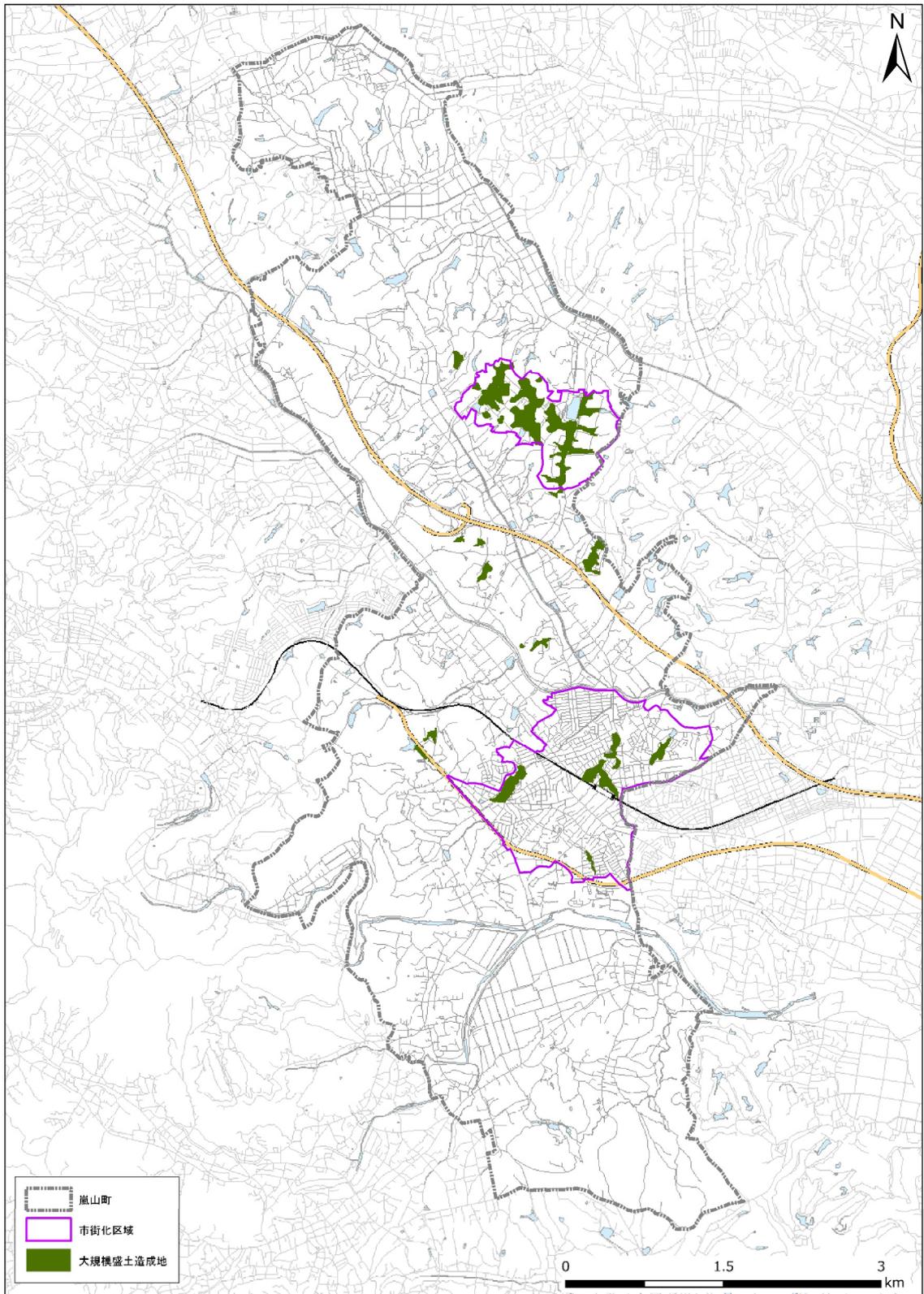


⑥大規模盛土造成地

大規模盛土造成地エリア人口推計値:906人



市街化区域内で花見台工業団地を除いた区域にある大規模盛土造成地は、これまで町が実施した土地区画整理事業の中で造成されたものが主であり、管理された造成地です。以下に事業の概要を示します。

① 駅東土地区画整理事業(現むさし台地区)(31.4ha)

昭和57年 7月 6日 都市計画決定(県告示第1087号)
昭和57年 9月17日 土地区画整理法による認可(県告示第1428号)
平成 9年10月14日 換地計画認可(県告示第1469号)
平成 9年10月31日 換地処分公告(県告示第1512号)
平成10年 1月19日 区画整理 登記完了
平成12年 6月27日 解散認可(県告示第958号)
平成13年 3月31日 終了

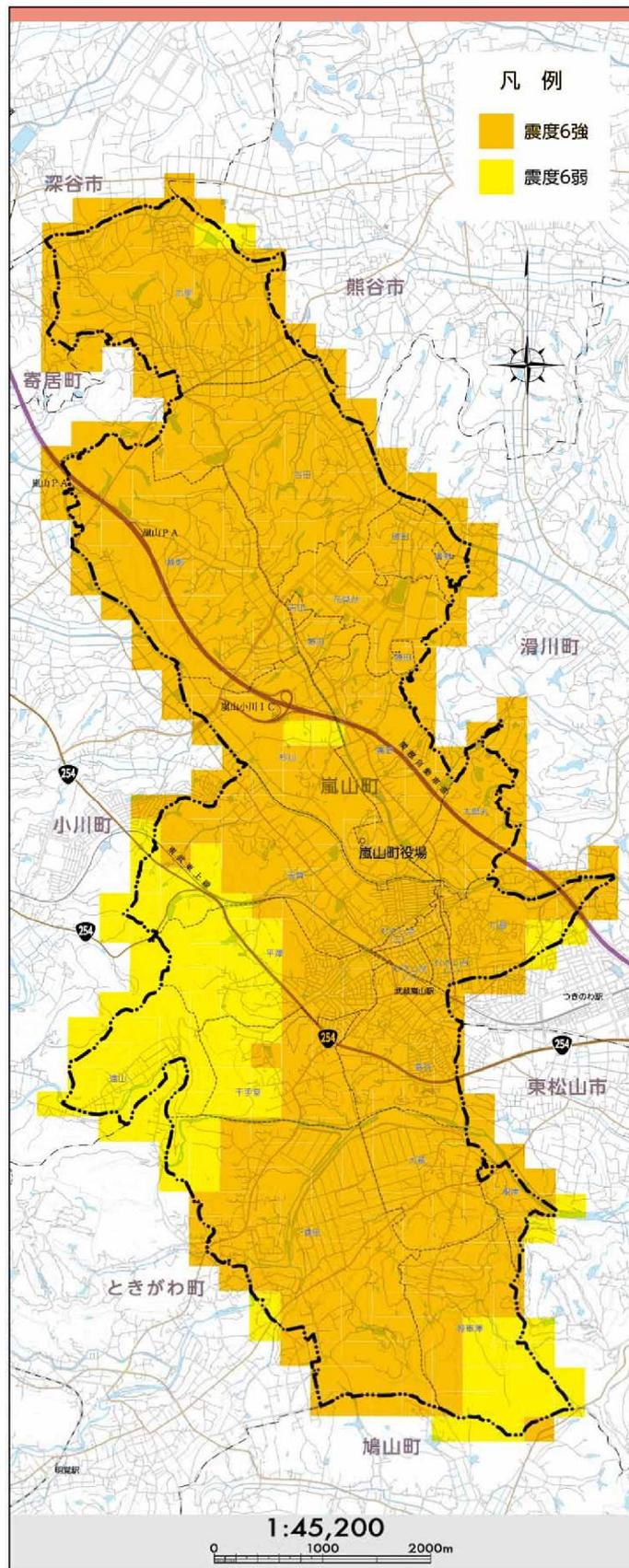
② 平沢土地区画整理事業(34.3ha)

平成 6年 3月15日 市街化編入
平成 6年 4月22日 土地区画整理法による認可(県告示第678号)
令和 4年 3月18日 換地計画認可(県告示第1105号)
令和 4年 9月 2日 換地処分公告(県告示第896号)
令和 4年12月27日 区画整理 登記完了
令和 6年度 解散認可予定

③ 東原土地区画整理事業(現菅谷地区内)(2.8ha)

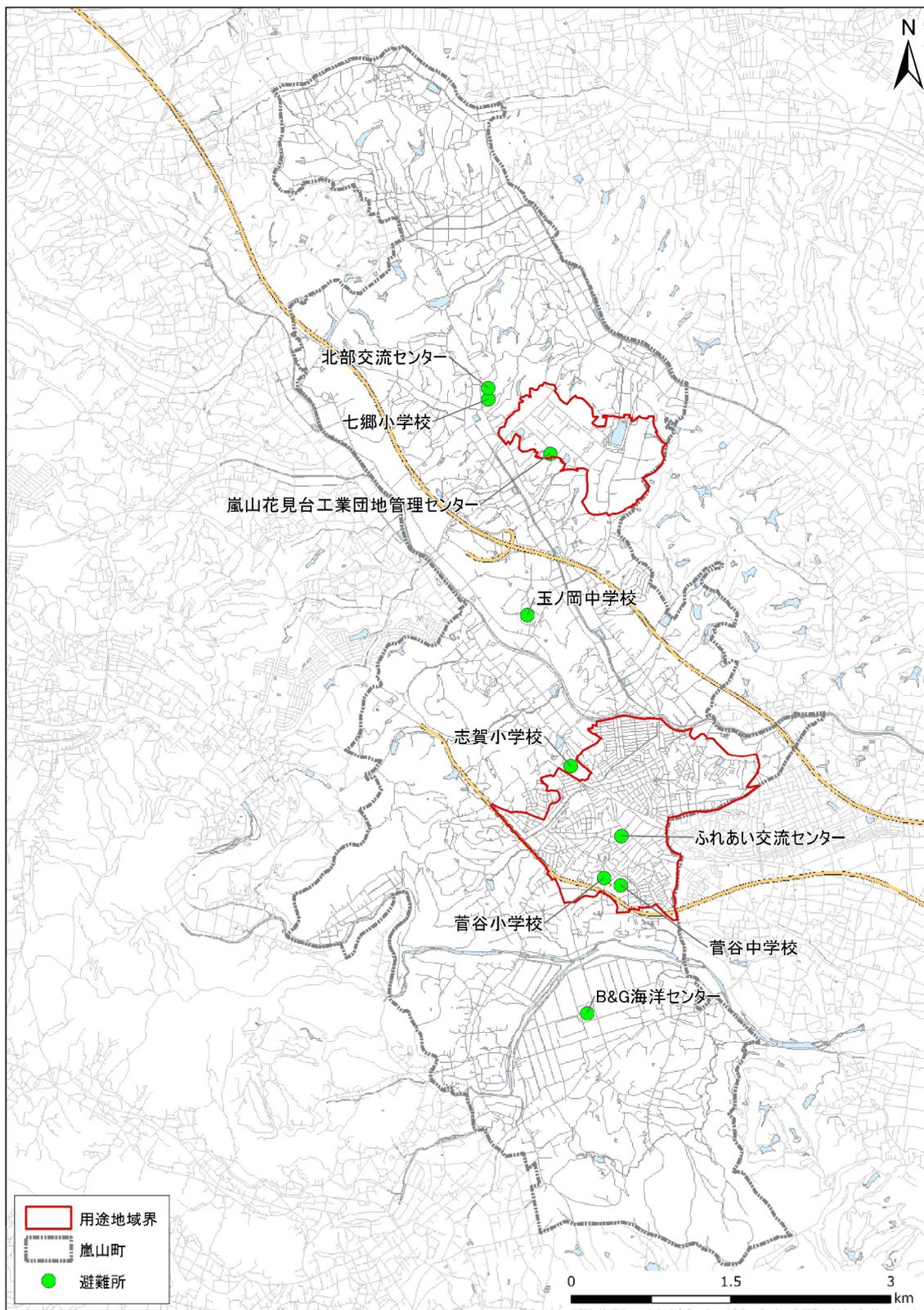
平成10年 3月20日 土地区画整理法による認可(県告示第396号)
平成29年 5月 8日 換地計画認可(町告示第 一 号)
平成29年10月31日 換地処分公告(町告示第219号)
平成29年11月17日 区画整理 登記完了
平成30年12月26日 解散認可(町告示第219号)
平成31年 3月31日 終了

⑦地震



出典：埼玉県地震被害想定調査報告書(平成 26 年 3 月)

⑧指定避難所の位置(令和6年4月1日現在)



それぞれの指定避難所の想定収容人数を以下に示します。

No.	施設名	所在地	想定収容 人数(人)
1	ふれあい交流センター	菅谷 445-1	77
2	菅谷小学校	菅谷 577	384
3	菅谷中学校	菅谷 649	264
4	志賀小学校	志賀 540	250
5	B&G 海洋センター	鎌形 855	77
6	七郷小学校	吉田 1913	192
7	北部交流センター	吉田 1951-1	67
8	嵐山花見台工業団地管理センター	花見台 1-19	46
9	玉ノ岡中学校	杉山 610	312

出典:嵐山町地域防災計画 令和5年3月変更

(3)本町の市街化区域のリスク評価

①水害リスク

本町の市街化区域内には、洪水浸水想定区域があります。埼玉県が作成した洪水浸水想定図に基づく本町のハザードマップによると、市野川沿岸部に、河川洪水氾濫の比較的浸水深の深いエリア、内水氾濫想定区域、河川侵食・氾濫流のあるエリア、浸水継続時間の比較的長いエリアがあります。

ただし、対象河川は一級河川であり、監視カメラも設置されています。河川氾濫の発生はある程度事前予想が可能であり、時間的猶予があると考えられます。そのため、避難所への避難誘導といったソフト施策での対策が可能です。

②土砂災害リスク

本町の市街化区域には、土砂災害レッドゾーン及びイエローゾーンはありません。なお、市街化調整区域においても、一定の開発が可能とされる都市計画法第34条11号及び12号区域から土砂災害レッドゾーン及びイエローゾーンが重複する区域は除外されています。

③地震(揺れやすさ)リスク

特に地域差はありません。本町に影響のある想定地震は、関東平野北西縁断層地震であり、最大震度は6強です。今後30年以内の発生率はほぼ0%～0.008%とされています。

④大規模盛土造成地リスク

本町の市街化区域内に大規模盛土造成地が見られますが、概ね土地区画整理事業による管理された造成地です。

⑤ため池浸水想定リスク

本町の市街化区域に関係するため池浸水想定区域は国道等にわずかにかかる程度です。

⑥避難所

本町の避難所は適度に分散して配置されており、風水害や土砂災害等の災害の種類に関わらず、多くの避難所が利用可能となっています。

⑦災害本部

地域防災計画において、嵐山町役場が災害対策本部となると位置づけられています。嵐山町役場は南北を一級河川で挟まれています。橋梁の高さなど考慮すると移動に制約が出る可能性はありません。なお、代替施設として第1位が健康増進センター、第2位をふれあい交流センターとしています。

⑧仮設住宅

本町は丘陵地で平地が少ない地形的特徴があります。大規模災害がおきた場合の仮設住宅を建築する敷地の確保が課題です。

⑧その他

本町は他自治体と比較して災害に強い安全な町であると言えます。

(4)防災上の課題の整理

■埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図により、市街化区域内に浸水深が3.0m以上の垂直避難困難なエリアがあります。

市野川沿岸部については、誘導区域を設定する際、検討する必要があります。ただし、河川氾濫による洪水は、時間的猶予があると考えられます。そのため、避難所への避難誘導といったソフト施策での対策が可能です。

市野川は一級河川であり、埼玉県が管理しています。関係市町村と連携し国や埼玉県に対し対策を依頼しており、順次河川改修が行われています。

■市街化区域内に大規模盛土造成地、ため池浸水想定区域はありますが、大規模造成地は土地区画整理事業により管理された造成地であり、影響があるため池は国道等にかかる程度です。

市街化区域内に大規模盛土造成地はありますが、概ね土地区画整理事業の造成によるものです。ため池浸水想定区域が若干かかっていますが、市街化調整区域のため池で国道等にかかる程度となっています。

■本町の防災上の課題は、平地が少ないため、大規模災害時の仮設住宅の建設用地の確保です。

嵐山町は比企丘陵の先端にあり、平地が少ないという地形的特徴があります。平地が比較的少なく、大規模災害において必要とされる仮設住宅の建設用地の確保が最大の課題です。

(5)洪水時の避難行動について

■浸水想定区域(内水)

嵐山町で想定している短期間の集中豪雨によって発生する内水氾濫想定区域は、市街化区域内では市野川右岸のごく狭い範囲ですが一箇所存在します。発災してからの避難は困難となりますので、早期に避難所等へ避難する必要があります。

避難に際しては、内水氾濫想定区域から南側の最寄りの指定避難所(ふれあい交流センター、志賀小学校等)へ特に障害物等なく移動することが可能です。

■浸水想定区域(洪水)(浸水深)

河川氾濫の場合、事前にある程度予測が可能です。早めの避難行動により被災リスクを低減させることができます。浸水深が 3.0m 未満であれば、家屋の 2 階以上へ垂直避難が可能です。平屋等に住んでいる方については速やかに避難することで被災リスクを低減させることができます。

市街化区域内においては、市野川からの河川氾濫時には、市野川から離れるように南方面へ避難することで、安全な地域へ到達することができます。

市街化区域の浸水想定区域(洪水)を見ると、市野川から離れる避難行動を行い、ふれあい交流センター等、最寄りの指定避難所へ避難することができます。また、防災会と連絡を密にして、指定避難所に限らず自主避難所を用意する等し、市野川から離れるように避難することで、速やかに安全な地域へ到達することができます。

避難経路については、市野川から南側に位置するふれあい交流センター、志賀小学校、菅谷小学校、菅谷中学校等の指定避難所までの経路において、特に障害となるようなものはなく、早めに避難行動をとることで、円滑な避難が可能です。

各指定避難所の想定収容人数については、下表のとおりです。

指定避難所と想定収容人数

No.	施設名	所在地	想定収容人数(人)
1	ふれあい交流センター	菅谷 445-1	77
2	菅谷小学校	菅谷 577	384
3	菅谷中学校	菅谷 649	264
4	志賀小学校	志賀 540	250
5	B&G 海洋センター	鎌形 855	77
6	七郷小学校	吉田 1913	192
7	北部交流センター	吉田 1951-1	67
8	嵐山花見台工業団地管理センター	花見台 1-19	46
9	玉ノ岡中学校	杉山 610	312

出典：嵐山町地域防災計画 令和5年3月変更

市野川から南側に位置する避難所はふれあい交流センター、菅谷小学校、菅谷中学校、志賀小学校、B&G海洋センターであり想定収容人数は、合計1,052人です。

市野川から北側に位置する避難所の想定収容人数は、七郷小学校、北部交流センタ

一、嵐山花見台工業団地管理センター、玉ノ岡中学校であり、合計617人となります。また、南側と北側の合計は1,669人です。

一方、町全域での浸水想定区域(洪水)の浸水深さ別被災人数の推計は、下表のとおりであり浸水深さ0.5m未満から5.0m以上の合計で2,471人となります。想定浸水深3.0m以上の垂直避難が困難な方々の人数は合計で63人であり、指定避難所の想定収容人数の合計である1,669人からみるとわずかな人数です。

また、想定浸水深0.5m以上～3.0m未満である1,667人のうち、垂直避難が可能な方々の多くが避難所へ行かずに自宅で垂直避難をするとした場合、指定避難所の想定収容人数は十分な容量があると考えられます。

よって、指定避難所への避難経路は確保されており、想定収容人数も満たしていません。

【浸水深別推計人口】

(令和2(2020)年国勢調査の人口データを100mメッシュに配分したうえで按分)

総人口(人)	想定浸水深(河川氾濫)				
	なし	0.5m 未満	0.5m 以上～ 3.0m 未満	3.0m 以上～ 5.0m 未満	5.0m 以上
17,889	15,418	741	1,667	62	1

■浸水想定区域(洪水)(浸水継続時間)

浸水継続時間が3日以上の場合、孤立によって各家庭で飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるため、浸水継続時間が3日以上となることが想定される地域の町民は、早めに避難所等へ避難する必要があります。

避難所等への避難行動については、防災会と連絡を密にして、指定避難所に限らず自主避難所を用意する等し、河川から離れるように避難することで、速やかに安全な地域へ到達することができます。

町全域での浸水想定区域(洪水)の浸水継続時間別の被災人数の推計値は、下表のとおりであり、合計で1,596人となります。このうち、浸水継続時間3日(72h)以上となる人数は77人です。

先に示した指定避難所の想定収容人数からみて、避難所への避難が必要な77人は十分に許容できる人数であり、避難所の位置及び想定収容人数からみて、特に問題はないと言えます。

【浸水継続時間別推計人口】

(令和2(2020)年国勢調査の人口データを100mメッシュに配分したうえで按分)

総人口(人)	浸水継続時間(河川氾濫)				
	なし	12h 未満	12h 以上～ 24h 未満	24h 以上～ 72h 未満	72h 以上～ 168h 未満
17,889	16,203	1,033	469	107	77

4-3.防災、減災まちづくりの方針

気候変動等が進み、豪雨の頻発化や台風の大型化が進んでいます。また、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など自然災害も続き、防災・減災のまちづくりを進める必要があります。

本計画においては、他自治体と比較して災害に強い安全な町であると言えますが、これまでの分析及び課題の抽出を踏まえ、防災・減災まちづくりの方針を次のように定めます。

防災・減災まちづくりの方針

災害リスクに対し、ソフト・ハード両面から施策を実施するとともに、町民一人ひとりの防災力と町役場の危機管理機能を高め、安全・安心なまちづくりを進めます。

基本方針① 自助・共助による地域防災力の向上を進めます。

基本方針② 都市基盤の整備を進め、災害から守るまちづくりを進めます。

基本方針③ 関係機関との連携を強化し、被災の軽減を図ります。

本町では、「嵐山町地域防災計画」、「嵐山町防災ハザードマップ」及び「嵐山町国土強靱化地域計画」に基づき防災・減災の取組みを行っています。

これらを基本に、本防災・減災まちづくりの方針と3つの基本方針の具体的な取組みを行います。

なお取組期間について中期は概ね 10 年、長期は概ね 20 年とし取り組んでいくものとする

基本方針1 自助・共助による地域防災力の向上を進めます。

【具体的な取組み】

取組み内容	実施主体	取組み期間	
		中期	長期
自主防災組織の活動支援	町・行政区	○	
消防団の育成・支援	町・行政区・ 比企広域市町 村圏組合	○	
マイ・タイムラインの作成促進	町・町民	○	
個人の災害備蓄品の充実	町・町民	○	

基本方針2 都市基盤の整備を進め、災害から守るまちづくりを進めます。

【具体的な取組み】

取組み内容	実施主体	取組み期間	
		中期	長期
一級河川の計画的な整備・維持管理	国・県	○	○
公共下水道の推進	町	○	○
調整池及び都市下水路の適正な維持管理	町	○	○
民間雨水貯留槽の整備促進	町・民間企業・ 町民	○	○
木造住宅・ブロック塀の耐震化促進	町・町民	○	○
家具の転倒防止策など個人住宅の防災対策の促進	町・町民	○	○

基本方針3 関係機関との連携を深め、被災の軽減を図ります。

【具体的な取組み】

取組み内容	実施主体	取組み期間	
		中期	長期
災害時の情報伝達手段の充実	町	○	○
防災備蓄品の充実	町・行政区	○	○
指定避難所の整備や避難所運営マニュアルの充実	町	○	○
避難経路・避難場所の確保	町・行政区	○	○
災害時応援協定の強化	町	○	○
社会福祉施設の防災機能の促進	町・各社会福 祉団体	○	○

本町で特に注視すべき自然災害としては、洪水浸水想定区域に示される河川氾濫が挙げられます。この河川氾濫時に適切な避難行動をとり被災リスクをできるだけ緩和するためには、基本方針1に示す4つの取組みや、基本方針3に示す6つの取組みを平常時からしっかりと実施し、発災時に備えておく必要があります。

もちろん、発災時の避難に関するソフト的な取組みだけではなく、基本方針2に示すような、自然災害による被災リスクをハード的に緩和する取組みの実施も重要となっています。

ここで示す各種取組みを確実に実施していくことで、安全・安心なまちづくりを進めていきます。